

日の出町

町有地売払いに係る一般競争入札実施要領

令和8年10月

企画財政課 契約管財係

目 次

一般競争入札による町有地売払いについて	1
1. 入札参加申込	
2. 入札保証金納入	
3. 入札受付	
4. 開札	
5. 契約締結・売買代金納入	
6. 所有権移転	
日の出町町有地売払いに係る一般競争入札実施要領	2
1. 売払目的	2
2. 売払物件	2
3. 売払前提条件	2
4. 売払方法	2
5. 入札参加資格	3
6. 土地利用条件	3
7. 禁止用途	3
8. 用途変更制限	3
9. 事業開始義務	4
10. 入札参加申込	4
11. 入札参加申込留意事項	4
12. 入札保証金納入	5
13. 開札	5
14. 入札無効	5
15. 契約締結・売買代金納入	6
16. 所有権移転	6
17. 契約不適合責任	6
18. 実地調査	6
19. 買戻特約	6
20. その他	6
21. 位置図	7
22. 公図	7
23. 現況写真	8
24. 物件調書	9
様式	10
入札に参加される皆様へ	17
土地売買契約書（案）	18

一般競争入札による町有地売却について

日の出町が定めた最低売却価格以上で最も高い価格で入札した者を落札者として決定します。

1. 入札参加申込

- (1) 申込期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月23日（金）
※土曜日・日曜日・祝日を除く
- (2) 申込時間：午前9時00分～午後5時00分
※正午から午後1時00分までを除く
- (3) 申込場所：日の出町役場 2階 企画財政課 契約管財係

2. 入札保証金納入

開札日の前日までに入札金額の100分の5以上の金額を日の出町が発行する納入通知書により納入してください。

3. 入札受付

- (1) 受付期間：令和8年10月26日（月）～令和8年10月30日（金）
※土曜日・日曜日・祝日を除く
- (2) 受付時間：午前9時00分～午後5時00分
※正午から午後1時00分までを除く
- (3) 受付場所：日の出町役場 2階 企画財政課 契約管財係

4. 開札

- (1) 開札日時：令和8年11月5日（木） 午前10時00分
- (2) 開札場所：日の出町役場 3階 第3会議室

5. 契約締結・売買代金納入

- (1) 日の出町が定める契約書により14日以内に土地売買契約を締結していただきます。契約書に添付する収入印紙代は落札者の負担となります。
- (2) 売買代金は契約締結後30日以内に日の出町が発行する納入通知書により全額を一括でお支払いいただきます。
※（1）14日以内、（2）30日以内の期限が土日・祝祭日にあたる場合は、直前の営業日（開庁日）までとします。

6. 所有権移転

売買代金の全額の入金確認後、日の出町が所有権移転登記手続きを行います。

日の出町町有地売払いに係る一般競争入札実施要領

1. 売払目的

この要領は、町有財産の有効活用を図るとともに、第6次日の出町長期総合計画に基づく地域経済の活性化、自主財源の確保及び雇用機会の創出に資する土地利用促進を目的とし、町有地の売払いに係る一般競争入札について必要な事項を定めるものとします。

2. 売払物件

区分	所在	地目	公簿面積	最低売払価格
土地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木2 1 9番2	宅地	989.04 m ²	143,432,000 円
土地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木2 1 9番3	宅地	810.69 m ²	

※詳細は「物件調書」のとおりです。

3. 売払前提条件

- (1) 土地2筆（日の出町大字平井2 1 9番2・2 1 9番3）を一括で売り払います。従いまして1筆ごとの売り払いはしません。
- (2) 2 1 9番3（旧商工振興ひろば）には公衆トイレが残置されていますが、売払価格には含みません。
- (3) 売払物件については、物件調書に記載の有無に関わらず現況での引き渡しとなります。物件内に残置物がある場合でも日の出町は撤去いたしません。また、物件調書と現況が異なる場合は現況を優先します。
- (4) 売払物件の敷地内外の工作物（フェンス・電柱・道路標識・水道引込管・下水桝等）や供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、関係機関及び隣接地権者等との協議について日の出町は対応いたしません。また、近隣や隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても日の出町は関知しません。特に個人で入札に参加される場合は事前に十分に確認してください。
- (5) 売払物件は、土壌調査、地盤調査、地下埋設物等の調査は行っておりません。売買契約締結後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても日の出町は責任を負いません。また、付帯物の不具合等についても日の出町は責任を負いません。
- (6) 現地を確認する際は、売払物件以外の隣地等への立入りはご遠慮ください。また、周辺の迷惑にならないよう配慮してください。

4. 売払方法

地方自治法及び関係法令の規定に基づく一般競争入札により実施するものとし、最低売払価格以上で最も高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

5. 入札参加資格

個人又は法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 日の出町暴力団排除条例（平成24年3月2日条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者並びに同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (5) 上記（3）若しくは（4）に掲げる者から委託を受けた者又は上記（3）若しくは（4）に掲げる者の関係団体及びその役職員若しくは構成員
- (6) 町税等を滞納している者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する職員

6. 土地利用条件

落札者は、売払物件を地域経済の活性化、固定資産税・法人住民税等の自主財源の確保、雇用の創出に寄与する土地利用を促進するものとします。

7. 禁止用途

落札者は所有権移転の日から10年間、売払物件を次の用途に供してはならないものとします。

- (1) 住宅系用途
 - 専用住宅 ○建売住宅 ○分譲住宅
 - 共同住宅（アパート・マンション・寄宿舍等）
- (2) 福祉・公共性用途
 - 老人ホーム ○介護保険施設 ○障害者支援施設 ○保育所
 - 認定こども園 ○その他社会福祉事業の用に供する施設
- (3) その他禁止用途
 - 宗教施設 ○墓地、納骨堂その他これらに類する施設
 - 廃棄物処理施設 ○残土処分場 ○土砂等堆積場
 - 資材置場のみを目的とする利用 ○駐車場のみを目的とする利用
 - 倉庫のみを目的とする利用
 - 法令等（地区計画を含む）により制限される用途
 - その他本要領の目的に反すると町長が認める用途

8. 用途変更制限

落札者は所有権移転の日から10年間は、日の出町の承認を受けることなく用途を変更してはならないものとします。

9. 事業開始義務

落札者は所有権移転の日から3年以内に当該売払地での事業を開始しなければならないものとします。

10. 入札参加申込

一般競争入札参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に関係書類を添えて、持参のうえ申し込んでください。一般競争入札参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）については、下記の申込場所で配布するほか、日の出町ホームページからダウンロードできます。

- （1）申込期間：令和8年10月1日（木）～令和8年10月23日（金）
※土曜日・日曜日・祝日を除く
- （2）申込時間：午前9時00分～午後5時00分 ※正午から午後1時を除く
- （3）申込場所：日の出町役場 2階 企画財政課 契約管財係

11. 入札参加申込留意事項

- （1）申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。
- （2）一般競争入札参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要事項を記入のうえ、それぞれ押印（印鑑証明書の印鑑）したものを提出してください。
- （3）入札参加申込受付時に、受付印を押印した一般競争入札参加申込書（様式1）の写しをお渡ししますので、入札時に提出してください。
- （4）提出書類は、理由にかかわらず返却できません。
- （5）後日、虚偽の申込内容等が判明した場合は入札に参加できません。また、入札後に判明した場合は入札がなかったものとして取り扱います。
- （6）申込状況の公表はいたしません。
- （7）入札参加申込後、入札書受付までは入札を辞退できます。辞退する場合は電話連絡のうえ、一般競争入札辞退届（様式4）を提出してください。
企画財政課 契約管財係 電話042-597-0511 内線318

（8）入札参加申込提出書類

	個人	法人
①	一般競争入札参加申込書（様式1）	
②	宣誓書（様式2）	
③	住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
④	印鑑登録証明書	印鑑証明書
⑤	納税証明書（最新年度） 住民税・都民税納税証明書	納税証明書（最新年度） 法人税納税証明書 消費税及び地方 消費税納税証明書
⑥		会社（事業者）案内

※ ③④⑤は、発行後3か月以内のもの

12. 入札保証金納入

- (1) 入札参加者は、入札参加申込時に日の出町が発行する納入通知書により、入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)の金額を入札保証金として、開札日の前日までに納入してください。

※最低売払価格ではなく、入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)の金額を納付してください。

(2) 納入場所

◎日の出町役場会計課

◎日の出町指定金融機関

西武信用金庫

◎日の出町収納代理金融機関

みずほ銀行・きらぼし銀行・青梅信用金庫・多摩信用金庫・秋川農業協同組合

東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合

- (3) 入札保証金は、売買代金の一部に無利子で充当します。
- (4) 入札保証金は、落札者が契約を辞退した場合には返還しません。ただし、金融機関ローンの不成立が理由で契約履行に至らない場合は、その事実を確認したうえで返還します。
- (5) 落札者以外には入札保証金を無利子で返還しますので、入札保証金返還請求書兼支払金口座振替依頼書(様式5)を入札時に提出してください。
- (6) 落札者以外への入札保証金の返還については、開札日から振込までに1か月程度を要します。

13. 開札

- (1) 開札日時：令和8年11月5日(木) 午前10時00分
- (2) 開札場所：日の出町役場 3階 第3会議室

14. 入札無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付しなかった者がした入札
- (3) 入札金額の100分の5に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 入札書(様式3)の記載事項が不明なもの又は入札書(様式3)に記名及び押印のないもの
- (5) 他人の代理を兼ねた者、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (6) 入札書(様式3)の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札書(様式3)に入札保証金の納入通知書(金融機関の収納印押印済)の写しを同封せずにした入札
- (8) 最低売払売却に達しない金額での入札
- (9) この要領、法令又は入札に関する条件に違反したとき

15. 契約締結・売買代金納入

- (1) 日の出町が定める契約書により 14 日以内に土地売買契約を締結していただきます。契約書に添付する収入印紙代は落札者の負担となります。
- (2) 売買代金は契約締結後 30 日以内に日の出町が発行する納入通知書により全額を一括でお支払いいただきます。

16. 所有権移転

所有権は売買代金完納時に移転します。

17. 契約不適合責任

売払物件は現状有姿による引渡しとし、日の出町は契約不適合責任を負いません。

18. 実地調査

日の出町は用途制限等の履行状況を確認するため、必要に応じて現地調査及び報告を求めることができ、落札者はこれを拒むことができないものとします。

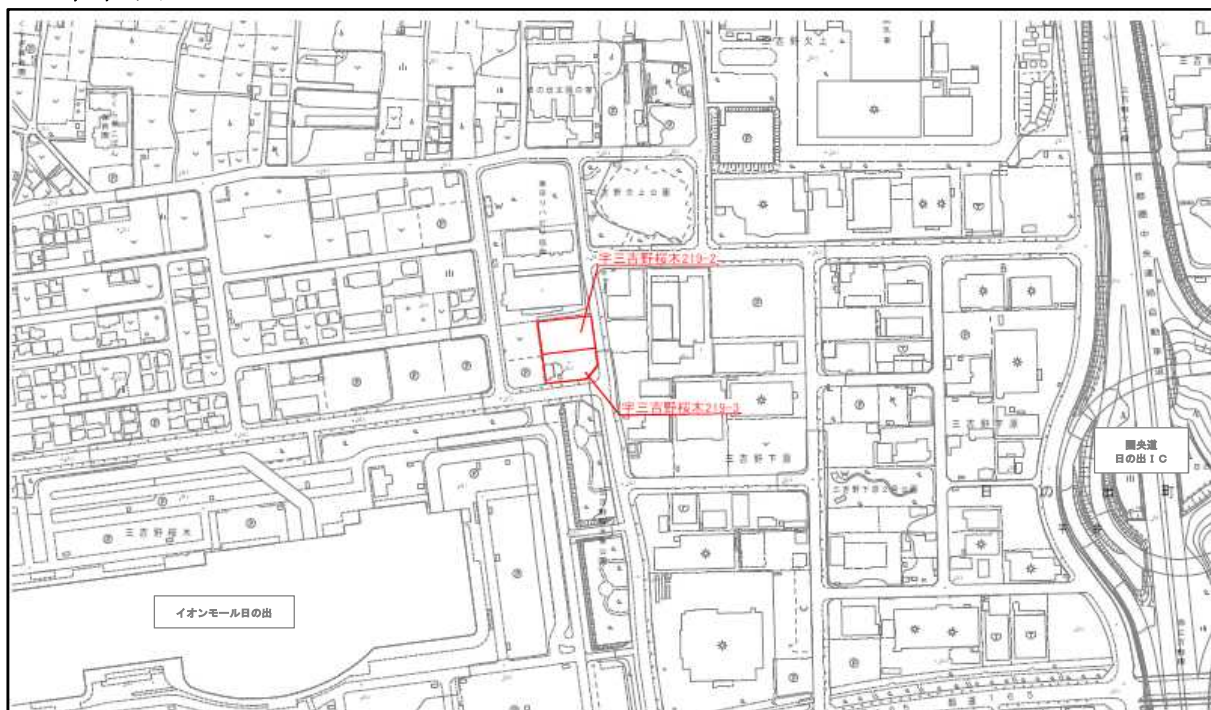
19. 買戻特約

日の出町は落札者が本要領及び売買契約に定める用途制限、その他の条件に違反した場合は買戻権を行使することができるものとします。買戻特約期間は所有権移転の日から 10 年間とします。

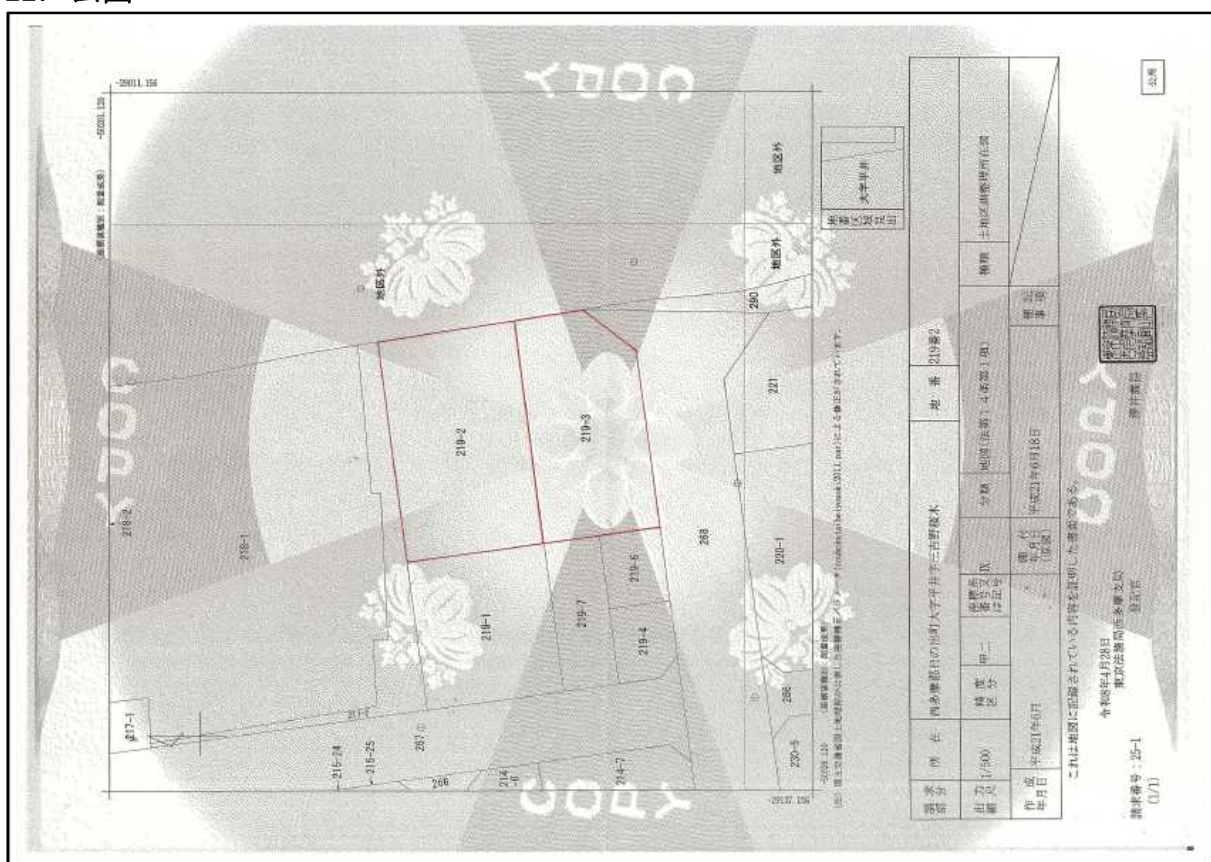
20. その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、日の出町条例・日の出町規則その他関係法令の定めるところによります。

21. 位置図



22. 公図



23. 現況写真

全景 手前 219 番 3 奥側 219 番 2



219 番 2 撮影方向：東→西



219 番 2 撮影方向：東→西



219 番 3 撮影方向：東→西



219 番 3 公衆トイレ残置



219 番 3 撮影方向：西→東



24. 物件調書

本調書は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。申し込みにあたっては、必ず現地及び関係法令等を確認してください。

★物件概要	
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木
地番	2 1 9 番 2 : 公簿 (宅地 9 8 9 . 0 4 m ²) 2 1 9 番 3 : 公簿 (宅地 8 1 0 . 6 9 m ²)
現況	2 1 9 番 2 : 整形地 西半分に桜植栽あり 2 1 9 番 3 : 概ね整形地 旧商工振興ひろば 全面舗装 公衆トイレ残置
接道状況	南側 (幅員 1 5 m) ・ 東側 (幅員 1 0 m) が町道に接道
★土地境界	
地籍調査実施済	座標地区 精度区分 : 甲二
★法令等による制限	
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	6 0 %
容積率	1 5 0 %
防火指定	準防火地域
高度地区	第 2 種
地区計画	三吉野桜木地区計画
その他法令制限	建築基準法 都市計画法等
★供給処理施設の状況	
上水道	引込可能
下水道	引込可能
電気	引込可能
都市ガス	引込可能
★交通条件	
最寄駅	J R 五日市線 秋川駅 約 2 km
最寄 IC	圏央道日の出 I C 約 1 km

様式 1

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

日の出町長 宛

令和 年 月 日実施の町有地売払に係る一般競争入札に参加いたしたく、
下記のとおり申し込みます。

記

1. 申 込 者

住 所

商号又は
名 称
氏 名

印

電話番号 ()

2. 共 有 者（落札後の契約が共有となる場合に記入してください。）

名 称

持分割合

申込者と
の 関 連

※申込者欄の氏名・住所は、住民票(法人の場合は登記簿謄本等)のとおり記載してください。

※本申込書は、日の出町企画財政財課契約管財係へ提出してください。

※入札参加受付完了時に、受付印を押印した一般競争入札参加申込書（様式 1）の写しをお渡ししますので、入札時に提出してください。

様式 2

宣 誓 書

下記の各事項に該当しないものであることを宣誓します。

令和 年 月 日

日の出町長 宛

住 所

商号又は
名 称

氏 名

印

記

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
2. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
3. 日の出町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 2 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びに同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する者
4. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
5. 上記 3. 若しくは 4. に掲げる者から委託を受けた者又は上記 3. 若しくは 4. に掲げる者の関係団体及びその役職員若しくは構成員
6. 町税等を滞納している者
7. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する職員

様式3

入 札 書

日の出町町有地売払いに係る一般競争入札実施要領及び入札物件を承知のうえ下記のとおり入札いたします。

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

日の出町長 宛

住 所

商号又は
名 称

氏 名

印

【注意事項】

1. 入札金額は、ペン又はボールペンを使用し、算用数字ではっきりと記入し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。
2. 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
3. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
4. 代理人が入札する場合、入札者本人及び代理人の住所、氏名を明記してください。
5. 入札書は、入札保証金の納入通知書（金融機関の領収印押印済）の写しと共に封筒に入れ、期限までに持参により提出してください。
6. 入札書の持参時に、住民票（法人の場合は、履歴事項全部証明書または登記簿謄本）、納税証明書（法人の場合は、法人税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書 各 1 通、個人の場合は、住民税納税証明書）、受付済みの一般競争入札参加申込書（様式1）の写し、委任状（委任する場合）を提出してください。

様式 4

一般競争入札辞退届

令和 年 月 日

日の出町長 宛

住 所

商号又は
名 称
氏 名

印

電話番号 ()

令和 年 月 日実施の町有地売払に係る一般競争入札参加を辞退したい
ので届け出いたします。

様式 5

入札保証金返還請求書兼支払金口座振替依頼書

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

日の出町長 宛

住 所

商号又は
名 称

氏 名

印

ただし、日の出町が実施した一般競争入札による町有地売払いに伴い納付した入札保証金の返還金として、上記の金額を請求します。なお、下記の口座に振り込みくださいますよう依頼いたします。

金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 そ の 他 ()										支店
預金種目	普 通 ・ 当 座 その他 ()	口座番号									
フリガナ											
口座名義											

委 任 状

私は、_____を代理人と定めて下記の権限を委任いたします。

記

日の出町町有地売払いに係る一般競争入札による町有地売払いに関すること及びこれに付帯する一切の権限

令和 年 月 日

日の出町長 宛

申 請 人 住 所

商号又は
名 称

氏 名

印

代 理 人 住 所

商号又は
名 称

氏 名

印

日の出町企画財政課 宛
FAX：042-597-4369

質 問 書

令和 年 月 日

住所

商号又は
名称

氏 名

一般競争入札による町有地売却について、次のとおり質問いたしますので、回答をお願いいたします。

質 問 内 容	

※質問書受付期限：令和8年10月23日（金） 午後5時まで

※質問書を送信する場合は、必ず企画財政課契約管財係に電話連絡によりその旨お伝え下さい。

日の出町役場 企画財政課 契約管財係

TEL 042-597-0511 内線318

入札に参加される皆様へ

1. 入札保証金は、必ず日の出町が発行する納入通知書により開札日の前日までに納付してください。納入通知書は入札参加申込の受付時にお渡しいたします。
2. 入札書（様式3）には、一般競争入札参加申込書（様式1）と同じ印鑑を使用してください。
3. 入札書（様式3）は、入札保証金の納入通知書（金融機関領収印押印済）の写しとともに、下記のとおり封印のうえ提出してください。

【表面】	【裏面】
入 札 書 日の出町長 様 入札する物件の所在地 <u>日の出町大字平井字三吉野桜木</u> <u>219 番 2・219 番 3</u> 入札者住所 _____ 入札者氏名 _____ ※縦書・横書どちらも可	① ② ③

4. 入札時の提出書類

- (1) 封印済封筒（①②封入）
 - ①入札書（様式3）
 - ②入札保証金の納入通知書（金融機関の領収印押印済）の写し
- (2) 一般競争入札参加申込書（様式1）の写し（日の出町受付印押印済）
- (3) 入札保証金返還請求書兼支払金口座振替依頼書（様式5）

土地売買契約書（案）

売出人 日の出町（以下「甲」という。）と買受人_____

（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

区分	所在	地目	公簿面積
土地	東京都西多摩郡日の出町大字平井 字三吉野桜木2 1 9 番 2	宅地	989.04 m ²
土地	東京都西多摩郡日の出町大字平井 字三吉野桜木2 1 9 番 3	宅地	810.69 m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

2 前項の売買代金のうち、金_____円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金_____円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結の日から30日以内に納付しなければならない。

（所有権移転登記）

第5条 甲は、乙が売買代金を全額納付した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（入札実施要領記載内容の了承）

第8条 乙は、売買物件について、甲の定める売買物件に係る「日の出町町有地売払いに係る一般競争入札実施要領」（以下「入札実施要領」という。）の記載内容を十分理解し、当該内容について了承した。

（契約不適合）

第9条 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に地積の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買物件の引渡しの日から1年以内に限り、当該契約不適合（ただし、地積の不足は除く。）に係る売買代金の減額を請求できる。

2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、第1項における代金減額の額が売買代金と同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

（禁止用途）

第10条 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

2 乙は、本契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する生業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の实地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、売買代金の1割を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 次の各号に定める事由が生じたときは、甲は催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、日の出町暴力団排除条例（平成24年3月2日条例第1号）第2条第1号に規定するいずれかに該当する者であるとき。

(3) 乙が、入札実施要領に違反したとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などを行わなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 20 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売 払 人 (甲) 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2 7 8 0 番地
日の出町長 東 亨

買 受 人 (乙)

【お問い合わせ先】

日の出町役場 企画財政課 契約管財係

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地

TEL 042-597-0511 内線318

FAX 042-597-4369

メール kikaku@town.hinode.tokyo.jp